第10章　　水 防 活 動

第10章　　水　防　活　動

第１節　水防配備

１　市の非常配備（郡山市地域防災計画による）

水害が発生し又は発生するおそれがある場合において、水害応急対策に対処する人員を確保するため、次により職員、消防団員及び他の防災機関による要員を動員し配備する。

２　配備体制

水害の発生が予測されるとき、又は水害が発生した場合における水防活動を実施するための体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（第１・２次非常配備）とし、その基準はおおむね次のとおりとする。

種別	配　　備　　時　　期		配　　備　　内　　容
注意体制	１　各注意報の１以上発表され、なお、警報の発表が予想されるとき。 （１）強風注意報 （２）レベル２大雨注意報 （３）レベル２氾濫注意報 （４）レベル２土砂災害注意報 ２　その他、特に建設構想部長が必要と認めたとき。		・　事態に対処するため水害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
	タスクフォース	１　各号のいずれかを満たし、防災危機管理課長が総務部長（総務部理事）、建設構想部長と協議の上、必要に応じ招集する。 (1)　局地的大雨等により災害発生のおそれがあるとき。 (2)　今後、警報級へ移行する可能性が高いなど、特に必要であると認められるとき。	近年の局地的に短期間での非常に激しい降雨による、建物被害や道路冠水等の内水被害の突発的な発生に対し、初動体制において、情報収集や専門的知見を有する関係機関と連携し、応急処置により被害軽減を図るため設置。待機職員に対し迅速に必要な指示を行う。（防災危機管理班、保健所班、農林基盤整備班、道路保全班、河川班、上下水道総務班、下水道保全班）

警戒体制	1　次の各警報の１以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備の指令をしたとき。 （１）暴風警報 （２）レベル３大雨警報 （３）レベル３氾濫警報 （４）レベル３土砂災害警報 2　その他、特に建設構想部長が必要と認めたとき。	・　注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 ・　情報を収集し、水防本部設置についての状況を市長に報告する。
非常体制 （第一次配備）	1　相当規模の水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2　警戒体制をさらに強化するとき。	・　郡山市水防本部を設置する。 ・　関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし必要な協力、援助を要請する。
非常体制 （第二次配備）	1　市内数ヵ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2　特別警報が発表されたとき。	・　水防本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。
備考：水害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。		

3　活動要領

（1）　注意体制（水防本部設置前）

注意体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

①　河川班長は、市域に気象注意報が発せられ、これらによる異常自然現象による水害の発生のおそれがあるとき、県及び関係機関と連絡を取り、気象、雨量、水位、流量、その他水害に関する情報を収集し、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。

②　建設構想部長は総務部長、上下水道局長を招集し、相互に情報を交換して客観的情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。また、必要に応じてその他部局長を招集し、意見を求めることができる。

③　注意体制につく職員は、河川課又は所定の場所に待機する。

④　注意体制下の班長は、河川班長、防災危機管理班長、道路保全班長及び下水道保全班長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。

⑤　注意体制につく職員の人数は、注意体制配置編成計画表（郡山市地域防災計画P.100）により配置し、指揮は建設構想部長が指揮を執る。

ただし、タスクフォース体制においては、防災危機管理班長が指揮を執る。

（2）　警戒体制（水防本部設置前）

市域にわたり気象警報が発せられ、大規模な水害発生のおそれがあるとき、又は切迫したとき、関係部・班は、必要な人員をもって情報収集、連絡活動を強化し、現場警戒を行い、必要に応じ市民への広報、水害応急措置を実施するとともに、実態の推移により直ちに非常体制に移行できる体制とする。建設構想部長は情報を収集し、水防本部設置についての状況を市長に報告する。

指揮は、建設構想部長が執る。

（3）　非常体制（水防本部設置後）

①　第１次非常配備

本部設置時に、あらかじめ定める非常活動に必要な人員をもって、水害応急対策を実施する。

ア　第１次非常配備は、本部の設置とともに活動を開始する。本部を正庁又は本部長の指定する場所に開設する。

イ　各部の長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。

ウ　建設構想部長は、関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要に応じて、本部長に報告する。

エ　建設構想部長は、必要があると認めるときは、報道機関の協力を求め、水害に関する情報の周知を図るものとする。

オ　各部の長は、次の措置をとり、随時その状況を、本部長に報告する。

（ｱ）状況を、関係各班の職員に徹底させ、必要な人員を配置する。

（ｲ）装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地へあらかじめ配置する。

（ｳ）関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

カ　本部長は必要に応じ、本部会議を招集する。

②　第２次非常配備

水害の状況に対応し、市の総力をあげて、水害応急対策を実施する体制とする。

非常体制が指令された後及び被害が発生した後、各部の長は注意体制配置編成、警戒体制配置編成、又は非常体制配置編成の基準に基づき、直ちに所属職員の招集、配備を行い、水害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。

特に、特別警報が発表された場合は、市内において甚大な被害の発生が予想されることから、市民の生命を守ることに注力する。

4　職員の動員配備

（1）　勤務時間内の動員配備

①　各部の長は、配備の指示を受けた時は、直ちにそれぞれの配備体制の区分編成に従い、班員を招集し、水防活動を実施する。

②　配備についた班員は、上司の命に従い、水防活動を実施する。

（2）　勤務時間外の動員配備

①　各部の長は、伝達責任者及び伝達副責任者を定め、水害に対処する。

②　伝達責任者、伝達副責任者、及び班員は、つねに伝達先を把握しておく。

③　各部の長は、本部長から動員に関し、命令されたときは、迅速かつ明確に伝達責任者に伝達する。伝達責任者が不在の際は、伝達副責任者に伝達する。

④　職員は、気象状況から、明らかに水害の発生が予想される時及び水害発生の報道に接し、職員の動員配備が予想されるときは、自ら上司と連絡をとって、上司の指示に従う。また、自らの判断で所定の場所に参集するものとする。

⑤　夜間における宿直警備員は、非常配備に該当する警報等を受けた時は直ちに河川班長にその旨を報告し、指示を受ける。

5　水害時における職員の服務心得

（1）　職員の自覚

水害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くす。

（2）　動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従って、水防並びに救助及び応急復旧活動に従事する。

勤務時間外においても、万難を排して、可能な方法により、直ちに参集し、配備につく。

なお、遠隔地にいる等特別な事情により参集が困難な場合には、その旨を所属長に連絡し、併せて連絡先についても伝達すること。

（3）　服務の厳正

水害時は、特に果断即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期す。

（4）　担当業務の的確な履行

水害時における各部署の担当業務は、的確、かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理し、また各関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たる。

（5）　被災者に対する応接には、迅速、かつ懇切に接するよう心掛ける。

6　消防団員の動員

（1）　動員命令は、本部長が消防団長に対し行うものとし、消防団長が全地区隊に対し、次により命令する。

①　動員を要する地区隊、分団名

②　動員の規模

③　応急復旧活動内容及び場所

④　装具等

⑤　集合時間及び場所

⑥　その他必要と認める事項

（2）　動員の規模、能力については、郡山市地域防災計画第４章第５節「消防計画」による。

第２節　巡視及び警戒

１　平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防・施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、消防団員等が立合い又は共同で行うことが望ましい。

２　出水時

水防管理者等は、福島県から非常配備態勢が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、福島県県中建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、福島県県中建設事務所長は福島県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章第7節に定める氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の処置を講じなければならない。

（１）　堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
（２）　堤防の上端の亀裂又は沈下
（３）　川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
（４）　居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
（５）　排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
（６）　橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第３節　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実行するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、参考資料P.112から114のとおりである。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難に要する時間等を考慮して、消防団員が自身の安全確保ができない危険が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第４節　緊急通行

１　緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

２　損失補償

郡山市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第５節　警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第６節　避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

1　洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。この場合、郡山、郡山北警察署長にその旨を通知するものとする。

2　水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況を福島県県中建設事務所長に速やかに報告するものとする。

3　水防管理者は郡山、郡山北警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第７節　氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の処置

1　氾濫等の通報

河川管理者、下水道管理者が、その管理する河川、下水道について浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

（氾濫等の通報のうち例外的な対応をする場合）

洪水予報河川、水位周知河川では、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域においては、基準水位の対象としていないことから、これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、レベル５氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。例外的な対応を行う区域については河川管理者と水防管理者で、事前に確認して定めておくものとする。

（定め方については（ア）河川管理者が行う氾濫等の通報②氾濫等の通報のうち、例外的な対応する河川、区域を参照）

2　決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずる恐れがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、水防管理者又は市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防

その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていいない。

そのため河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水時期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を確認しておくものとする。

3　氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

（1）（2）の氾濫・決壊・漏水等の通報は、資料１０―３「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ、実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務をはたしていない」となるものではない。水災による被災の危険があるにも関わらず巡視等の実施を行うなど、河川管理者に網羅的な把握を行うことまで求めるものではないこととする。具体的には、次に示す対象施設・区域及び通報基準に対して、河川管理者等が管理事務の一環として氾濫等を発見する行為の限界と、氾濫等の通報を受けた水防関係者の処理能力の限界、災害時の処理の迅速さの観点から、予め水防協議会で協議を行い定めることが望ましい。

（通報が必要と想定される氾濫の例）

・家屋倒壊等氾濫想定区域

（木造家屋の場合は、近隣の堅牢な建物への立ち退き非難が必要）

・平屋住宅所在エリアで「深い浸水深が所在する区域」

（平屋の場合は、近隣の２階以上の建物への立ち退き非難が必要）

・氾濫流が流入すると脱出が困難になる地下街等（水防法第15条で定められた地下街等）が所在する区域

（速やかに地下街等からの立ち退き非難が必要）

（基準例）

・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
・堤防の決壊・倒壊や越水・溢水、異常な越流が発生した場合
・基準水位観測所等の水位が氾濫発生水位に到達した場合
・樋門・水門・ポンプ・陸閘等の施設の機能支障が発見された場合
・排水機場等の施設の運転を停止や特別な操作をせざるをえない場合
・上記情報がない場合で、予測モデルなどにより水位が堤防天端高に到達するなどその他の状況を踏まえ氾濫の切迫・発生の蓋然性が高いと総合的に判断した場合

（ア）河川管理者が行う氾濫等の通報

①氾濫等の通報を行う河川名、区域、津黄基準、通報担当官署等

②氾濫等の通報のうち、例外的な対応をする河川、区域

③氾濫等の伝達経路及び手段

水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、資料１０―４のとおり。

④氾濫等の通報の発表形式

発表形式は、形式関係のとおり

（イ） 下水道管理者が行う氾濫等の通報

①氾濫等の通報を行う排水施設等名、区域、通報基準、通報担当官署等

②氾濫等の伝達経路及び手段

水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、資料１０－４のとおり。

③氾濫等の通報の発表形式

発表形式は、形式関係のとおり。

4　氾濫・決壊・漏水等の通報系統

（１）（２）に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は、資料１０-４のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや､漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「10.6　避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応」、（５）決壊後の措置の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づき､緊急安全確保の指示ができることとなっている。

5　決壊等後の措置

堤防その他施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第８節　水防配備の解除

1　水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

2　消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは消防団員は自らの判断により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。